

さいたまトリエンナーレ2016

パートナーシップロゴを使用しませんか？

パートナーシップロゴ事業の参加者を募集します！

来年秋の「さいたまトリエンナーレ2016」開催に向け、実行委員会は、トリエンナーレの開催趣旨に賛同して文化芸術に関連したイベントを実施する方、トリエンナーレの広報・PRにご協力いただける方など様々な形での関わりに対し、パートナーシップロゴを通じて協力・連携を図っていきます。

詳細は以下のとおりです。皆さまのご応募をお待ちしております。

私たちはさいたまトリエンナーレ2016を応援しています
We support SAITAMA TRIENNALE 2016



1. パートナーシップロゴ事業に参加できる方

さいたまトリエンナーレ2016の開催趣旨に賛同し、以下全ての項目を満たす事業を実施する方はどなたでもご参加いただけます。

- ◆特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのないもの
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が実施するものでないもの
- ◆法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのないもの

2. ご協力・連携の内容

(1) 実行委員会による協力・連携内容

- ◆パートナーシップロゴの提供
- ◆さいたまトリエンナーレ2016公式ウェブサイトでの事業の紹介（文化芸術に関連したイベント・事業のみ）

(2) 応募者にご協力いただく内容

- ◆ポスター、チラシ等におけるパートナーシップロゴの掲出
※事業実施の際は「さいたまトリエンナーレ2016 パートナーシップロゴ事業」であることを明記してください。
- ◆その他のPR

3. 参加の手順・方法

(1) ご提出書類 「パートナーシップロゴ事業参加申請書」

※「さいたまトリエンナーレ2016」公式ウェブサイト (<http://saitamatriennale.jp/>) からダウンロードしてください。

(2) ご提出方法 郵送、FAXまたは電子メールでさいたまトリエンナーレ実行委員会事務局あてにご提出ください。

※提出先は「4. ご提出・お問い合わせ先」をご参照ください。

※電子メール等による送付のタイトルは、「パートナーシップロゴ事業参加申請」としてください。

(3) 申請時期 随時受付

(4) 参加の承諾 審査後、結果を電子メール等でお知らせします。その際、併せて「パートナーシップロゴ」の提供及び使用上のルールをお知らせします。

4. ご提出・お問い合わせ先

さいたまトリエンナーレ実行委員会事務局

【住所】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

（さいたま市役所文化振興課トリエンナーレ係内）

【電話】048-829-1225 【FAX】048-829-1996

【メール】bunka-shinko@city.saitama.lg.jp